# 各教育局長 様

学校教育局義務教育課長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について(通知)

このことについて、別添平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知のとおり、公布されました。

ついては、別添通知により、貴管内の市町村教育委員会(札幌市を除く)に通知するとともに、上記通知の内容を踏まえ、適切に事務を行うようお願いします。

記

### ○留意事項

- 1 今回の法令改正は、平成27年度に行う教科書採択から適用されるので、各市町村教育 委員会及び各採択地区において、準備を進めること
- 2 北海道教育委員会として、今回の法令改正に伴う採択地区協議会に関する事項等を含め、平成27年度の採択にかかる留意事項について整理し、あらためて11月に通知する予定であること

(支援グループ 水野 内線35-762)

# 各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 (各教科用図書採択地区教育委員会協議会会長)

北海道教育委員会教育長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について(通知)

このことについて、別添平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知のとおり、公布されました。

ついては、上記通知の内容を踏まえ、適切に事務を行うようお願いします。

記

### ○留意事項

- 1 今回の法令改正は、平成27年度に行う教科書採択から適用されるので、各市町村教育 委員会及び各採択地区において、準備を進めること
- 2 北海道教育委員会として、今回の法令改正に伴う採択地区協議会に関する事項等を含め、平成27年度の採択にかかる留意事項について整理し、あらためて11月に通知する予定であること

(北海道教育庁学校教育局義務教育課支援グループ)

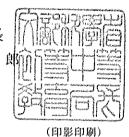


26文科初第597号 平成26年9月3日

各都道府県教育委員会 各指定都市教育委員会

殿

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次 郎



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部 を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す る法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

このたび,義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第293号)及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第27号)が平成26年9月3日付けで公布されました(別添1,2)。

これらの法令改正の趣旨, 概要及び留意事項は下記のとおりですので, 十分に御了知の上, その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また,各都道府県教育委員会におかれては,域内の市町村教育委員会に対し,今回 の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

記

### 第1 改正の趣旨

第186回国会において成立した義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第20号。以下「改正法」という。)により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないこととされ、また、この採択地区協議会の組織及び運営については政令で定めることとされた(「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」(平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「改正法施行通知」という。)参照)。今回の政令改正は、この政令の定めとして、採択地区協議会の組織及び運営について定めるものである。

また,義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第15条においては,市町村教育委員会等が教科書を採択したときは,採択結果,理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしている。この文部科学省令の定めとして,義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号。以下「省令」という。)第7条において,教科書を採択したときに公表すべき事項を定めている(改正法施行通知参照)。

この公表すべき事項の一つとして,教育委員会の会議の議事録について定めている。ここで,教育委員会の会議の議事録については,第186回国会において成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「地教行法改正法」という。)により,新たに作成・公表の努力義務が課されることとなった(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「地教行法改正法施行通知」という。)参照)。これに伴い,現行の省令における教育委員会の会議の議事録に係る規定は意味を失うことから,削除する。

また、改正法により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないとされたことに伴い、教科書を採択したときに公表すべき事項として、新たに採択地区協議会の会議の議事録について定める。

# 第2 改正の概要

- 1. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する 政令
  - (1) 採択地区協議会の組織及び運営
    - ①採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとしたこと。(第11条第1項関係)
    - ②採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとしたこと。(第11条第2項関係)
    - ③会長は、会務を総理するものとしたこと。(第11条第3項関係)
    - ④会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を 代理するものとしたこと。(第11条第4項関係)
    - ⑤①から④までに定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し 必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとしたこと。(第11条第 5項関係)

## (2) 採択地区協議会の規約事項

採択地区協議会の規約には、以下の事項を定めなければならないものとしたこと。(第12条関係)

- ①採択地区協議会の名称
- ②採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- ③採択地区協議会の組織
- ④教科用図書の選定の方法
- ⑤採択地区協議会の経費の支弁の方法

#### (3) 採択地区協議会の規約の変更

採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならないものとしたこと。(第13条関係)

### (4) 施行期日

この政令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

- 2. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令
  - (1) 教科書を採択したときに公表すべき事項

教科書を採択したときに公表すべき事項として定められていた

・ 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあっては、教育委員会の 会議の議事録を作成したときは、その議事録

を削除し、新たに

・ 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会 の会議の議事録を作成したときは、その議事録

を規定したこと。(第7条第2号関係)

# (2) 施行期日

この省令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

#### (3) 経過措置

地教行法改正法附則第2条第1項の旧教育長に関する経過措置の適用を受ける場合においては、改正前の第7条第2号の規定は、なおその効力を有すること。(附則第2項関係)

### 第3 留意事項

# (1) 採択地区協議会の組織及び運営関係

- ①共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき 教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の委員は、 教育委員会の代表者となる教育長を含めることとするなど、それぞれの市町 村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう、選任する必要があること。
- ②静ひつな採択環境を確保する観点から、守秘義務を課されていない者を採択 地区協議会の委員に含める場合においては、あらかじめ採択地区協議会にお ける協議の内容に関する守秘義務を明確にしておくことが望ましいこと。

#### (2) 採択地区協議会の規約事項関係

- ①教科用図書の選定の方法については、共同採択地区内の市町村教育委員会は 採択地区協議会の協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないことを踏まえ、種目ごとに一種類の教科書を選定するための具 体的な手続を定めておく必要があること。
- ②採択地区協議会の規約の作成に当たっては、添付の採択地区協議会の規約の例(別添3)を参考にされたいこと。なお、この例は、文部科学省においてあくまで一例として作成したものであり、各地域の実情に応じ、様々な採択地区協議会の規約の工夫が考えられること。
- ③各都道府県教育委員会にあっては、域内の共同採択地区において適切な採択 地区協議会の規約が定められるよう、各市町村教育委員会に対する適切な指 導・助言・援助に当たっていただきたいこと。

#### (3) 教科書を採択したときに公表すべき事項関係

- ①今回の省令改正による教育委員会の会議の議事録に係る規定の削除は、地教行法改正法の施行に伴う条文の整理であり、今後は、地教行法改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第9項に基づき、教育委員会の会議の議事録の作成・公表の努力義務が課せられること(地教行法改正法施行通知参照)。
- ②開かれた採択を推進する観点から、採択地区協議会の会議の議事録を作成しておくことが望ましいこと。
- ③採択地区協議会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係 電話 03 (5253) 4111 内線 2576

政令第二百九十三号

義務教育諸学校 の教科 用図 書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣 は 義務教育諸学校の教 科用図 書 の )無償措 置に関する法律 の 部 を改正する法 律 (平成二十六年法律

第二十号) の施行に伴 Λ.<del>7</del>. 及び義務教育諸学校の教科 用 义 書 の無償措置 に関する法律 (昭和三十八年法 律第

百八十二号)第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律施行令 (昭和三十九年政令第十四号) の一部を次の

ように改正する。

第七条を削 り、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とし、 第十条を第九条とし、 第十一条を第十条とし

同条の次に次の一条を加える。

、採択地区協議会の組織及び運営)

第十一条 採択 地 区協 議会は、 関係 市 町 村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名

する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、 採択地区協議会の規約の定めるところにより、 委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、 会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、 採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 採択地区協議会の規

約で定める。

第十二条を次のように改める。

(採択地区協議会の規約事項)

第十二条 採択地区協議会の規約には、 次に掲げる事項を定めなければならない。

一 採択地区協議会の名称

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三 採択地区協議会の組織

四 教科用図書の選定の方法

五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

第十六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、 同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条

を加える。

(採択地区協議会の規約の変更)

採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、 採択地区協議会の規約を変更しようとするとき

は、協議によりこれを行わなければならない。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

由

会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の必要があるからである。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、採択地区協議

- 4 -

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)

(傍線部分は改正部分)

0

(採択地区協議会の規約事項)	必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。	5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し	職務を代理する。	4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その	3 会長は、会務を総理する。	ろにより、委員のうちから定める。	2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるとこ	会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。	第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議	(採択地区協議会の組織及び運営)	第七条~第十条 (略)	(削除)	改正案
(採択地区の設定の特例)										(新設)	第八条~第十一条 (略)	第七条 削除	現 行

のとおりとする。 第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次(発行者の指定の要件)	第十五条 (略)	きは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたと第十四条 (略) (採択の時期)	五 採択地区協議会の経費の支弁の方法 「採択地区協議会の経費の支弁の方法	第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。   三 採択地区協議会の名称   三 採択地区協議会の組織   三 採択地区協議会の組織
のとおりとする。	第十四条(略)	きは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。	新設	第十二条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域

第十七条 (略)	二~四 (略)	い範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。	外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が千万円を超えな	一会社にあつては資本金の額又は出資の総額が千万円以上、会社以
第十六条(略)		えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。	以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が一千万円を超	以 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が一千万円以上、会社

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図 書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第

二百九十三号)の施行に伴い、 及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和三十八年法

律第百八十二号) 第十五条の規定に基づき、 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

平成二十六年九月三日

の

部を改正する省令を次のように定める。

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科 用図書 页 無償措置に関する法律施行規則 (昭和三十九年文部省令第二号) の 一 部を

次のように改正する。

第六条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、 採択地区協議会の会議の議事録を作成した

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号) 附則

第二条第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す

る法律施行規則第七条第二号の規定は、なおその効力を有する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年文部省令第二号)

(傍線部分は改正部分)

0

委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録	区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育	二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地
を作成したときは、その資料	を作成したときは、その資料
義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料	<ul><li>一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料</li></ul>
する。	する。
第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものと	第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものと
(教科用図書を採択したときに公表すべき事項)	(教科用図書を採択したときに公表すべき事項)
<u> </u>	
の区分に応じ当該各号に定める期間とする。	の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合	三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合
行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第	行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第
る場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が	る場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が
る期間についての令第十四条第二項の規定により文部科学省令で定め	る期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定め
第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択す	第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択す
(同一教科用図書の採択の特例)	(同一教科用図書の採択の特例)
現行	改正案
distribution of the state of th	A Committee of the Comm

# ○○採択地区協議会規約(例)

## 第一章 総 則

(目的)

第一条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、○○採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、○○採択地区協議会という。

(協議会を設ける市(町村)の教育委員会)

- 第三条 協議会は、次に掲げる市(町村)の教育委員会(以下「関係市(町村)教育委員会」という。)が、これを設ける。
  - 一 甲市(町村)教育委員会
  - 二 乙市(町村)教育委員会
  - 三 丙市(町村)教育委員会

第二章 組織

(組織)

第四条 協議会は、委員○人をもって組織する。

(委員)

- 第五条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 関係市(町村)教育委員会の教育長
  - 二 関係市(町村)教育委員会がそれぞれ指名する関係市(町村)教育委員会の委員それぞれ1名
  - 三 関係市(町村)教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第六条 会長は、関係市(町村)教育委員会が協議して定めた市(町村)の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。
- 2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における

後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名 する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第三章 会 議

(会議の招集)

- 第九条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第十条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町村)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

- 第十一条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び〇〇 (都道府) 県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。
- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選 定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定 する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決す

(選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市 (町村)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選 定した理由を通知するものとする。

第四章 調查員

- 第十三条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、 調査員を置く。
- 2 調査員は、協議会が種目ごとに3人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに 調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

第五章 議事録及び資料の公表

第十四条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市(町村) 教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十五条 協議会に要する費用は、各関係市(町村)の協議により決定した額について、関係市(町村)が負担する。

附則

この規約は、平成○年○月○日から施行する。